

県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ

適正な下請契約代金の支払等について

～ 適正な契約を結びましょう ～

- ① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。取引上の地位を不当に利用して、いわゆる指し値等の通常必要な原価に満たない額で下請させることは、建設業法、独占禁止法上問題となります。
- ② 下請代金の見積りに当たっては、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮しましょう。
- ③ 見積条件の明確化については、建設生産システム合理化推進協議会から「総合工事業者・専門工事業者における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」(標準モデル)の作成－」の申合せがなされているので、参考にしてください。

※ 問合せ先… 静岡県建設生産システム合理化推進協議会

(事務局:(社)静岡県建設産業団体連合会 TEL054-252-8479)

- ④ 下請契約を結ぶ場合は、契約の内容となる一定の重要な事項(建設業法第19条第1項各号)を具体的に記載した適正な契約書(建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書)を作成し、相互に交付しましょう。

※ 契約約款及び注文請書の販売 … 県建設事業協同組合連合会又は最寄りの地区建設事業協同組合

- ⑤ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。
- ⑥ 「建設リサイクル法」対象工事の受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、解体工事に要する費用、再資源化等に関する費用、分別解体等の方法、再資源化をする施設の名称及び所在地の事項を書面に記載し、下請業者に対して告知(県発注工事においては告知書を下請業者に通知し、その写しを県の工事監督員に提出することとなっています。)することが義務付けられています。

～ 請負代金は適正に支払いましょう ～

- ① 元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払いましょう。
- ② 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしましょう。
- ③ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高める(現金比率が50%を超えること)とともに、労務費相当分については、現金払としましょう。公共工事においては、発注者から現金による支払いがなされるので、下請業者に対して速やかに現金で支払うよう配慮しましょう。
- ④ 手形期間は、120日以内で、できる限り90日以内の短い期間としましょう。

～ 元請業者は、下請業者の指導に努めましょう ～

- ① 元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。

また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、下請業者と同様に適正な契約や支払いに配慮してください。

- ② 下請業者の選定においては、法定福利制度に加入している業者及びできる限り地元業者を優先的に選定しましょう。
- ③ 資材購入業者の選定においては、県産品・県産材を取り扱う業者を積極的に選定しましょう。
- ④ 公共工事に係る施工体制台帳については、二次以下の下請契約について請負代金の額を明示した請負契約書の写しを添付し、発注者へ提出してください。

※ 施工体制台帳

下請契約代金の総額が、3,000万円(建築一式工事は4,500万円)以上の場合に発注者へ提出。

なお、県発注工事では上記金額未満であっても「施工体制台帳」及び「施工体系図」を整備することになっており、県監督員は必要に応じて請負者に対しこれらの書類の提出を求めることができることとなっているため、提出を求められた場合には、これらの書類を発注者へ提出して下さい(ただし、この場合は二次以下の下請契約書の添付は不要です)。

- ⑤ 県では、下請負人通知書(一次下請に限る。当該下請契約書の写し添付。)を、元請業者が工事の一部を下請業者に請負させた全ての工事から徴していますので、必ず発注者へ提出してください。

- ⑥ 国土交通省では「地域建設業経営強化融資制度」に加え、「下請債権保全支援事業」を実施しています。この事業は、下請の回数に関わらず、下請建設業者及び資材業者が元請業者に対して有する請負代金又は資材代金の支払を、保証料と引換えにファクタリング会社が保証するもので、平成23年3月31日までの時限措置となっています。この事業の下請建設業者等への周知、利用について配慮をお願いします。

～ 建設業退職金共済制度に加入しましょう ～

- ① 建退共制度に加入していない下請業者に対し、加入の促進に努めましょう。
- ② 共済証紙については、工事ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じて必要な枚数を購入しましょう。
※ 的確な把握が困難な場合の共済証紙購入額の割合の目安
土木工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の2.1相当額
建築工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
設備工事については据付工事費(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
- ③ 購入した証紙は、下請業者に正しく配布しましょう(下請業者が当該工事において使用した建退共制度対象労働者の実労働日数を的確に把握し、その実労働日数に応じた証紙を交付して下さい。また、一次下請業者だけではなく、二次以下の下請業者に対しても証紙を現物交付するよう努めて下さい)。
- ④ 請負代金額が100万円以上(消費税分を除いた額)の工事について、工事契約締結後1ヵ月以内に掛金収納書を発注者へ提出してください。
- ⑤ 建退共の経営事項審査申請用加入・履行証明書は、建退共制度に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙の購入など履行が適正になされている場合に限り証明書が発行されますので、注意してください。

※ 問合せ先 … 〒420-0857 静岡市葵区御幸町9番地の9

勤労者退職金共済機構建退共静岡県支部 TEL054-255-6846

～ 暴力団等からの不当介入は報告してください ～

暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかにその内容を警察及び発注者に通報するとともに、警察の捜査に対する協力を行ってください。

問い合わせ先 発注事務所 又は
静岡県交通基盤部建設業課指導契約班 TEL 054-221-3059

(H22.8版)